

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

就労系サービス説明要旨

(1) 就労系サービス運営・報酬の留意事項等（P2～）

実地指導等において指摘された事項について、その留意点等を記載しております。

特に令和3年4月の基準改正、報酬改定により追加・修正された事項については、確認をお願いします。

(2) 就労支援事業の会計処理について（P20～）

生産活動を行うサービスにおいては、就労支援事業の会計処理の参考としてください。

(3) 就労継続支援A型事業所の経営改善への積極的な取組について（P45～）

A型事業所のうち賃金に係る基準を満たしていない事業所については、経営改善への積極的な取組が求められています。

県のA型事業所に対する毎年度の調査及び指導等についての取扱いを記載しています。

特に当該基準を満たしていないA型事業所におかれては、危機意識を持って積極的な取組を求めます。

(4) 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（P47～）

令和3年4月の報酬改定により、A型事業所の基本報酬算定については、利用者の平均労働時間の要素だけでなく生産活動の収支、多様な働き方など複数の要素からなるスコアによることとされました。スコアを算定する上での具体的取扱いについて、この通知を確認の上、令和4年度分についても誤りがないよう算定をしてください。

また、算定スコアにより報酬区分が令和3年度分と変更になる場合は、体制届等を4月28日までに県民局へ提出してください。

(5) 就労定着支援の実施について（P67～）

利用者が就職した後の職場への定着支援のため、就労移行支援・継続支援事業所が留意する事項、就労定着支援事業所が留意する事項を記載しています。

(6) 令和4年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬について（P80～）

就労系の基本報酬については、前年度等の実績により区分が決定されます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、実績を算定する対象年度について特例的取扱いがなされています。令和4年度の基本報酬算定に当たり、実績を算出する対象年度については、この事務連絡によってください。

令和4年3月指導監査室